

○工学院大学学芸員課程規程

(平成 11 年 2 月 24 日)

改正

(目的)

第 1 条 この規程は、工学院大学学則第 41 条第 3 項に基づき、学芸員課程に関して必要な事項を定める。

(運営組織)

第 2 条 学芸員課程は全学の資格課程とし、課程の運営は、教育推進機構教職課程科が当たる。

(学芸員課程費、博物館実習費)

第 3 条 学芸員課程費および博物館実習費は、次のとおりとする。なお、一旦納入された学芸員課程費および博物館実習費は、返還しない。

(1) 学芸員課程費 10,000 円(登録時に納入)

(2) 博物館実習費 20,000 円(実習年度に納入)

(学芸員資格証明書)

第 4 条 大学卒業に必要な所定の単位を取得し、かつ、学芸員課程の資格取得に必要な博物館法に定める科目および本学で定める関連科目の単位を取得した場合には、卒業時に「学芸員資格証明書」を交付する。

(細則)

第 5 条 この規程の実施に必要な細則は、別に定める。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、学長が教授総会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条 (目的) の新設。
- 3 学校教育法改正に伴う改廃表記の変更。
- 4 字句の平仮名化。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。